

令和8年度 いじめ防止プログラム

群馬県立太田高等学校

月	いじめ未然防止の取組 (生徒対象)	いじめ早期発見の取組 (生徒及び保護者対象)	学校いじめ防止対策組織 (教職員の取組)	校内研修 (教職員の取組)
4月	・学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織及び相談窓口の説明(2,3年生9日・1年生13日) ・生徒主体のいじめ防止活動年間計画の説明 ・新入生オリエンテーションにおける人間関係づくり(9日・10日)	【学校内外の相談窓口の周知は、主にwebを利用して年間を通じて行う。】 ・二者面談(15日～22日) ・スクールカウンセラー面談 ・TK式心理・標準検査(1年)	【把握したいじめ事案への対応及び指導 ・支援を要する生徒への対応は、年間を通じて行う。】 ・学年集会での説明及び指導 ・いじめ防止強化月間における活動の検討 ・校内研修内容の検討 ・いじめ防止フォーラムの内容検討	校内研修① 〔いじめ防止対策推進法及び学校いじめ防止基本方針の周知徹底〕
5月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・いじめ防止・情報モラル講習会(21日)	・学校生活実態調査(いじめ調査の項目を含む)(11日～15日) ・PTA総会資料による、学校いじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策組織及び相談窓口の周知(下旬) ・スクールカウンセラー面談	・学校生活実態調査結果の分析と面談 ・TK式心理・標準検査の分析及び対応(1年) ・いじめ防止・情報モラル講習会(21日) ・いじめ防止フォーラムの運営準備	校内研修② 〔いじめ重大事案防止について〕
6月	・生徒総会でのいじめ防止宣言(11日) ・登校時挨拶運動(15日) ・いじめ防止フォーラムの内容検討	・教育相談週間(1日～5日) ・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止フォーラムの運営準備	
7月	・いじめ防止フォーラム運営準備(班別協議事前資料の作成等)(下旬)	・三者面談(9日～16日) ・スクールカウンセラー面談	・夏季休業前の学年別指導および全体指導 ・いじめ防止フォーラムの運営準備	
8月	・いじめ防止フォーラム参加(3日)		・いじめ防止フォーラム運営	
9月		・教育相談週間(3日～9日) ・スクールカウンセラー面談		校内研修③ 〔県生徒指導対策協議会での内容について〕
10月	・全校生徒に対するいじめ防止フォーラムの成果発表(中旬)	・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止フォーラムの成果共有	
11月		・学校生活実態調査(いじめ調査の項目を含む)(16日～20日) ・スクールカウンセラー面談	・学校生活実態調査結果の分析と面談 ・いじめ防止強化月間における活動の検討	
12月	【いじめ防止強化月間】 ・のぼり旗の設置 ・いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け)※	・三者面談(3年)(7日～11日) ・二者面談(1,2年)(7日～18日) ・スクールカウンセラー面談 ・いじめ防止等の取組状況に係る調査(保護者向け)※	・冬季休業前の学年別指導および全体指導	
1月		・学校生活実態調査(いじめ調査の項目を含む)(25日～29日) ・教育相談週間(6日～13日) ・スクールカウンセラー面談	・いじめ防止等の取組状況に係る調査の結果分析 ・学校生活実態調査結果の分析	校内研修④ 〔いじめ防止啓発会議での内容について〕
2月		・スクールカウンセラー面談		
3月	・次年度の生徒主体のいじめ防止活動年間計画の策定		・今年度の活動の総括と次年度に向けたプログラムの見直し ・春季休業前の学年別指導及び全体指導	

※ 上記取組のうち、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」については、調査項目の一部について、その達成状況を学校評価の評価項目に含めることとする。

※ 学校いじめ防止プログラムについては、「いじめ防止等の取組状況に係る調査(生徒向け及び保護者向け)」結果等を踏まえ、年度末に総括を行い、次年度に向けた見直しを図ることとする。